

箕面市支援教育方針について

令和5年2月
箕面市教育委員会

①学びの場の充実

- ・支援学級在籍や通級指導教室を利用する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する
- ・個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みとして全小中学校に「LITALICO教育ソフト」を導入する
- ・「LITALICO教育ソフト」を活用し、個別の教育支援計画及び指導計画の共有、引き継ぎを行う
- ・通級指導教室を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・通級指導教室の利用者が多い学校には、複数名の教員配置を検討する
- ・通常学級での学習をベースに、合理的配慮で対応することができるかを判断し、合理的配慮での対応が難しい場合は、支援を足す発想で学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・支援学級に入級を希望する場合は、必ず、支援教育を担当する指導主事により、児童生徒の見立てを行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・就学支援委員会を新たに設けるのではなく、教育委員会内の連携を強化し、情報の集約、共有を行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての「支援教育介助員」を「支援教育支援員」に移行する
- ・資格要件があり専門性の高い任期付職員の「支援教育支援員」を増やし、支援教育の充実を図る
- ・小中一貫校及び大規模校（2校）については、任期付職員の「支援教育支援員」を1人体制から2人体制にする

②教職員の在り方

- ・全ての教職員を対象に「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を再認識するため、研修を継続的に実施する
- ・全ての教職員を対象に合理的配慮や支援教育に係る研修を実施する
- ・「LITALICO教育ソフト」を導入し、実態に即した個別の教育支援計画及び指導計画を作成するツールとして活用する
- ・通常学級の授業者への専門的な指導が必要であり、専門家による授業指導の頻度を増やす
- ・支援教育コーディネーターが、校内巡回や支援学級担任の育成など校内で中心的な役割として動きやすくする環境整備として、小中学校5校に加配の教員を配置し、効果を検証する
- ・支援教育コーディネーターに対し、支援教育の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許を取得するための費用をサポートし、特別支援学校教諭免許取得による知識向上により、専門性の向上を図る
- ・支援教育の専門性の向上を図るために、府立支援学校に派遣研修を実施する派遣後、校内にて研修報告会を実施し、支援学校の様々な取組等について共有し、派遣教員の専門性向上だけでなく校内の支援教育の底上げを行う
- ・文部科学省の提言を踏まえ、本市においても、採用された教諭が支援学級担任を経験することに努め、そのための環境整備として、令和6年度より、柔軟に人事異動を実施する

③保幼小中における連続性

- ・「保育・幼児教育センター」を活用し、全ての保育所、幼稚園や認定こども園に対し、小学校への引き継ぎ書類について周知徹底する
- ・校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保する
- ・連続性のある支援体制を構築するため、小中一貫校の活用や希望者においては小学校と中学校の人事交流などを行う
- ・小学校や中学校に入学後、2、3ヶ月の間を「実態を把握する期間」とし、書面での引き継ぎでは把握できない部分について、学校と保護者が確認する期間を設定する

④人権意識と障害理解

- ・全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権研修をより一層充実させ、児童生徒たちが安心して過ごすことのできる学級づくりを目指す
- ・教員の一人一人が自分事として、全ての児童生徒が個々の発達段階において、「できた」などの成功体験を通じ、自尊感情を高めることを目指しながら、主体的、対話的で深い学びにつながる授業づくりを行う
- ・「ともに学び ともに育つ」教育を推進する学校をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会の確保を図る

⑤特別支援学級及び通級に係る文部科学省通知について

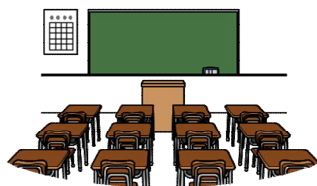
- ・各校を巡回し、学校が抱える支援教育の課題に係る相談対応や、学校全体の支援教育のスキル向上のための指導助言に特化した、「支援教育専門員」を配置する
- ・文部科学省の通知の主旨のとおり、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしながら、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を行い、特別の教育課程を実施する
- ・約40年以上前から実施している「箕面市の支援教育」を大切にし、「ともに学び ともに育つ」教育を引き続き実施するとともに、検討委員会で議論を重ねた様々な方策を実施する

教育委員会の方針

- ・ 支援学級在籍や通級指導教室を利用する児童生徒に対して、一人一人に個別最適な自立活動を実施する
- ・ 個別の教育支援計画及び指導計画の作成をサポートし、計画の質を担保できる仕組みとして全小中学校に「LITALICO教育ソフト」を導入する
- ・ 「LITALICO教育ソフト」を活用し、個別の教育支援計画及び指導計画の共有、引き継ぎを行う
- ・ 通級指導教室を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・ 通級指導教室の利用者が多い学校には、複数名の教員配置を検討する
- ・ 通常学級での学習をベースに、合理的配慮で対応することができるかを判断し、合理的配慮での対応が難しい場合は、支援を足す発想で学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 支援学級に入級を希望する場合は、必ず、支援教育を担当する指導主事により、児童生徒の見立てを行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 就学支援委員会を新たに設けるのではなく、教育委員会内の連携を強化し、情報の集約、共有を行い、最適な学びの場を選択していく環境を整えていく
- ・ 校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての「支援教育介助員」を「支援教育支援員」に移行する
- ・ 資格要件があり専門性の高い任期付職員の「支援教育支援員」を増やし、支援教育の充実を図る
- ・ 小中一貫校及び大規模校（2校）については、任期付職員の「支援教育支援員」を1人体制から2人体制にする

○小中学校内における通常学級、通級指導教室、支援学級の違い (文部科学省：特別支援教育の現状)

通常学級



35人～40人学級で
一斉指導による授業

小学校、中学校、高等学校等にも障害のある児童生徒が在籍しており、**個々の障害に配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行う。**

なお、令和4年に発表された文部科学省の調査において、発達障害の可能性があり、特別な支援（読み書きなど学習面に困難、不注意・対人関係など行動面に困難）が必要な児童生徒は、通常学級に8.8%、11人に1人程度在籍していると推計されている。

支援学級



1人～8人学級で、個別の指導計画に基づく、特別の教育課程による個別又は、少人数の授業

小学校、中学校等において以下に示す障害のある児童生徒に対し、**障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される。**

《対象障害種》

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、
自閉症者・情緒障害者 ※障害種ごとに設置

通級指導 教室

小学校、中学校、高等学校等において、**通常学級に在籍し、通常学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を別室で行う指導形態。週当たりに換算すると、1単位時間から8単位時間程度**まで。

※通常学級在籍の児童生徒のみ利用可能

○学びの場と在籍の関係

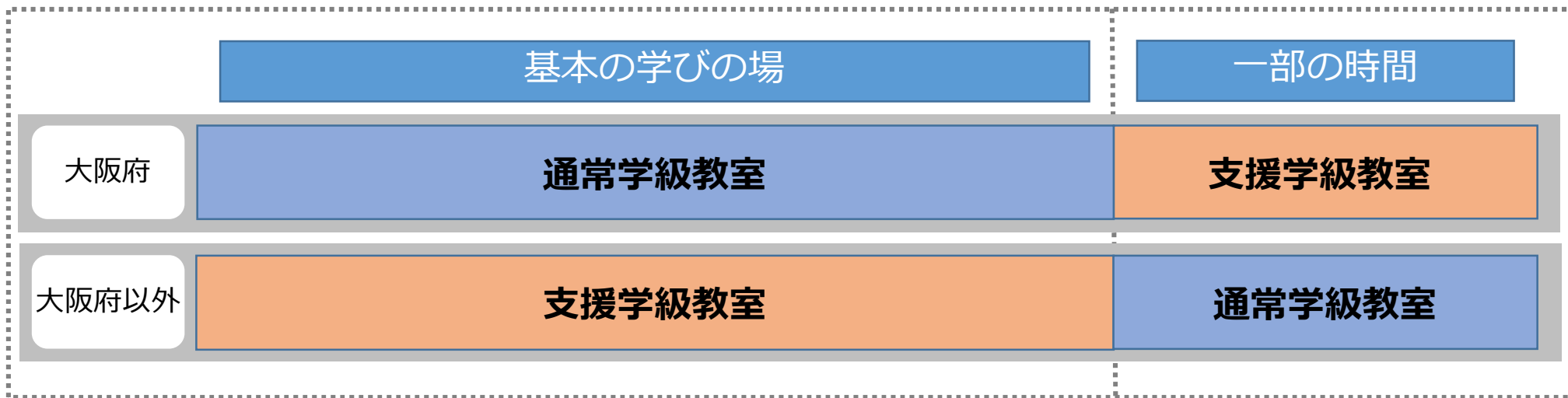
■小中学校内における在籍の場

在籍の場は大きく分けて、「通常学級」と「支援学級」の2つがあり、通常学級在籍の児童生徒のみ「通級指導教室」を利用することが可能である。



■支援学級在籍の児童生徒の学びの場

大阪府は、基本的に「通常学級教室」で学び、国語や算数などの一部の時間のみ「支援学級教室」で学ぶケースが多い。大阪府以外では、基本的に「支援学級教室」で学び、体育や音楽などの一部の時間のみ「通常学級教室」で学ぶケースが多い。



○大阪府の「ともに学び ともに育つ」教育について

○大阪府の「ともに学び ともに育つ」教育 （大阪府：「ともに学び ともに育つ」支援教育のさらなる充実に向けて）

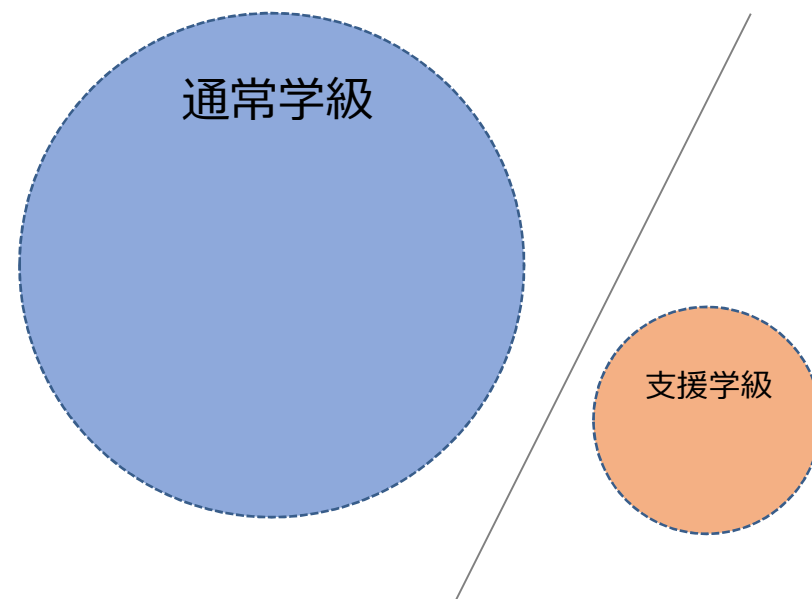
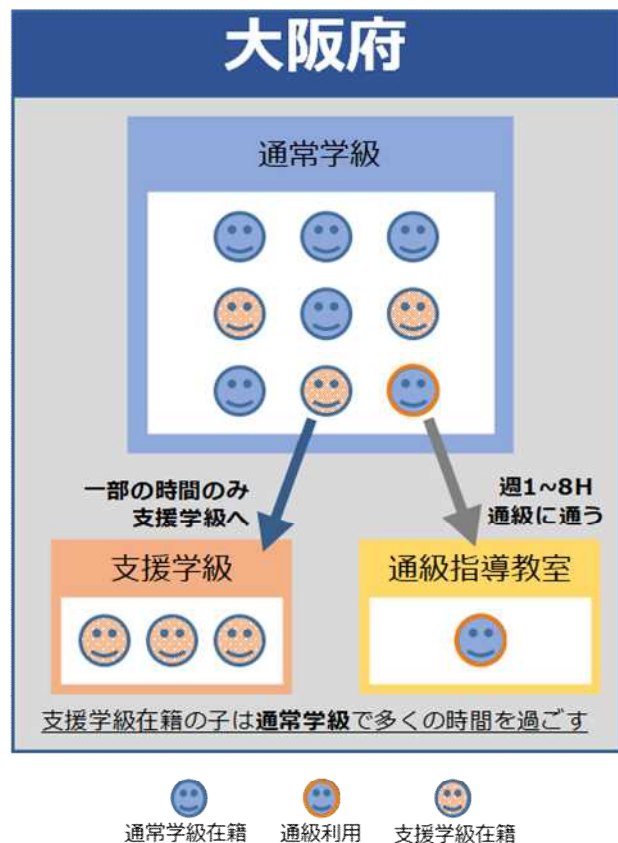
障がいのある子どもと周りの子どもたちが、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合
いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育む取組みであるとともに、地域社会の一
員として人や社会とつながり、支え合いながら、生き生きと活躍できる共生社会の実現をめざす
ものであり、その形成の基礎となるもの。

○「特別支援教育」「特別支援学級」について

- ・ 障害の有無に関わらず、すべての児童生徒が豊かに生きるために、支援教育の推進が必要
- ・ 通常学級、支援学級ともに支援は必要

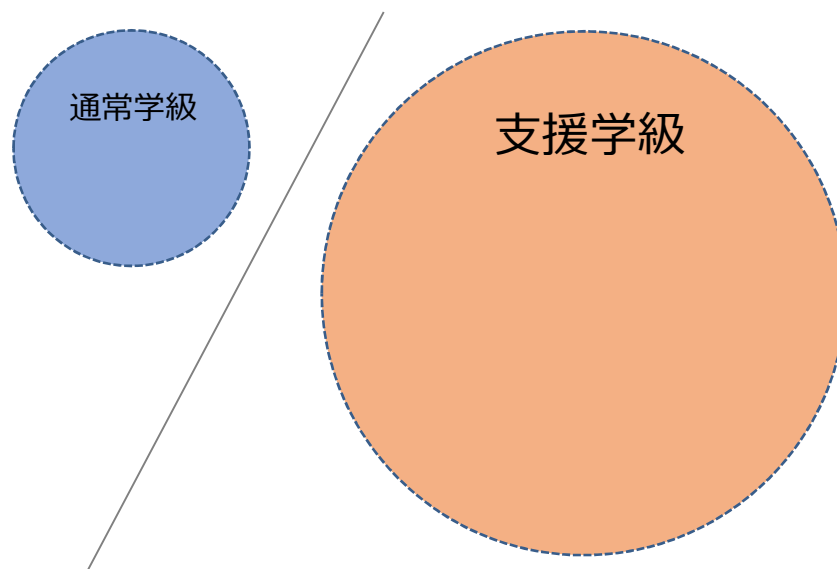
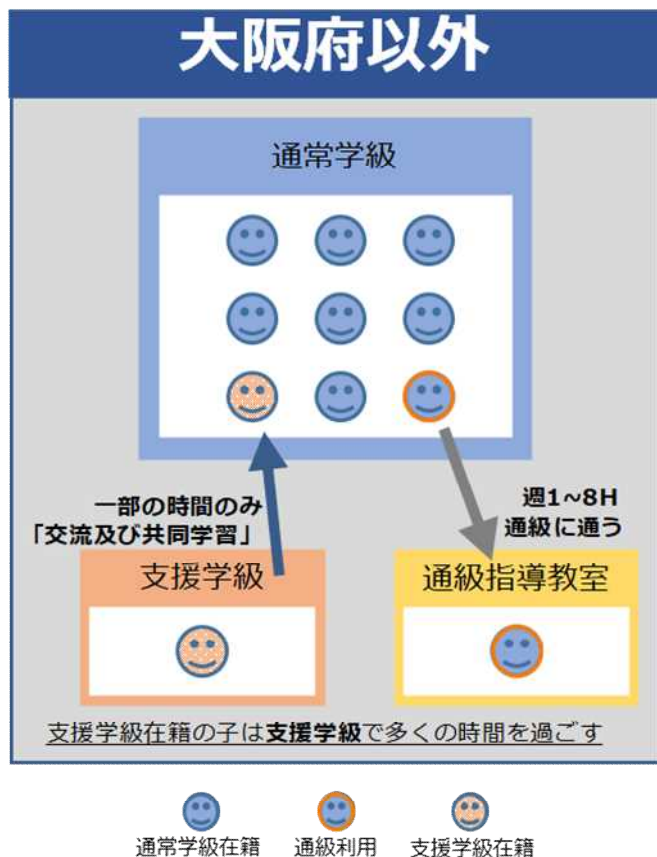
⇒大阪府では「特別」という表現ではなく、「支援教育」「支援学級」と呼ぶようにしている

○通常学級／支援学級／通級指導教室のイメージ



基本的に、支援学級在籍の児童生徒も、通常学級の教室で、ともに学ぶ形式。
一部の時間のみ、必要に応じて、支援学級の教室で、特別の教育課程に基づく学習や自立活動を行うことが多い。
※通常学級内で自立活動を行うケースもある

○通常学級／支援学級／通級指導教室のイメージ



大阪府以外の市町村では、支援学級在籍の児童生徒は、通常学級の教室とは別の支援学級の教室で多くの時間を過ごす。

一部の時間のみ「交流及び共同学習」として通常学級の教室で学ぶ形式が多い。

○通級指導教室について

■通級指導教室の設置基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、通級は、各校で通級を利用する児童生徒が13人毎に1人の教員が配置される。

※令和8年度に通級の設置が基礎定数化されるため、現在は教員配置は約束されていない。

■箕面市の小・中学校の通級指導教室を利用する児童生徒数

自校通級設置校

令和4年5月1日現在

学校名	児童生徒 在籍数	一人の教員が担当す る児童生徒数	一人の教員が担当する児童生徒数		
			自校通級	巡回指導	巡回指導先
箕面小	556人	13人	13人	0人	
止々呂美小	776人	25人	25人	0人	
南小	561人	14人	14人	0人	
西小	870人	19人	15人	4人	西南小
東小	426人	20人	16人	4人	西南小
萱野東小	751人	14人	14人	0人	
豊川北小	513人	25人	22人	3人	萱野小
中小	652人	20人	17人	3人	北小
豊川南小	816人	18人	18人	0人	
萱野北小	205人	23人	20人	3人	萱野小
彩都の丘小	1,155人	21人	18人	3人	萱野小
小学校計	7,281人	212人	192人	20人	
一中	616人	13人	5人	8人	三中 四中
二中	385人	14人	8人	6人	止々呂美中
六中	449人	13人	10人	3人	五中 彩都の丘中
中学校計	1,450人	40人	23人	17人	
小中合計	8,731人	252人	215人	37人	

現状

通級指導教室が全校に設置されておらず、学びの場の選択肢が限られている

課題

通級指導の教員1人あたりの担当する児童生徒数が多いため、児童生徒の個別のニーズに応じた十分な指導が行えない状況にある

解決策

- ・ 通級を全校に設置し、学びの場の選択肢を増やす
- ・ 利用者が多い学校については、複数名の教員配置を検討

○通級指導教室について

■支援学級との違い（大阪府：自立活動ハンドブック（小学校版））

通級指導教室	支援学級
通常学級在籍	支援学級在籍
通常の学級の教育課程に特別の教育課程を加える、または一部を替える	特別の教育課程について、自立活動を取り入れることや、下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障害支援学校の各教科に替える
《共通》 関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」と一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた「個別の指導計画」を作成し活用すること	

特別の 教育課程

- ◇下学年や支援学校（知的）の教科内容に替える
- ◇各教科・領域の授業時数の弾力的な取扱い
- ◇自立活動の指導
- ◇各教科等を合わせた指導
- ◇実態に応じた教科用図書の使用

○教職員による指導・サポート体制及び指導内容について

通常学級在籍の
児童生徒

教職員

- ・通常学級担任
- ・支援教育支援員

指導内容

通常教育課程

通級指導教室を利用する
児童生徒

教職員

- ・通常学級担任
- ・通級担当者
- ・支援教育支援員

指導内容

通常教育課程
一部、特別教育課程
(例：自立活動 等)

支援学級在籍の
児童生徒

教職員

- ・通常学級担任
- ・支援学級担任
- ・支援教育支援員

指導内容

通常教育課程
特別教育課程
(例：自立活動、
下学年の学習 等)

○「支援教育支援員」について

- ・ 校内でサポートを必要とする児童生徒の支援を行うため、全ての「支援教育介助員」を「支援教育支援員」に移行する
- ・ 資格要件があり専門性の高い任期付職員の「支援教育支援員」を引き続き、各校に1人配置する
- ・ 小中一貫校及び大規模校（2校）については、任期付職員の「支援教育支援員」を1人体制から2人体制にする



**資格要件があり専門性の高い任期付職員の「支援教育支援員」を増員し、
支援教育を充実させていく**

○自立活動について

■自立活動の指導（文部科学省：特別支援学校学習指導要領・学習指導要領解説）

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動である。

■自立活動の内容（6区分27項目：概要版）

自立活動は、「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成され、6つの区分と27の項目に整理されている。

区分	項目
①健康の保持	生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点
②心理的な安定	自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点
③人間関係の形成	自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う観点
④環境の把握	感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解したりして、的確に判断し、行動できるようにする観点
⑤身体の動き	日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする観点
⑥コミュニケーション	場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする観点

○自立活動について

■土台としての自立活動

自立活動を行うことで、苦手な部分を補っていく

①健康の保持

②心理的な安定

③人間関係の形成

④環境の把握

⑤身体の動き

⑥コミュニケーション

本人の持っている力

<自立活動の例>

- ・ 様々な表情の顔のイラストを見て「相手は今どんな気持ちかな？」と相手の表情を視覚的に捉える練習（③人間関係の形成）
- ・ 欲しいもの、興味があるものを見つけた場合、他者のものであっても相手に断りなく使ったり持ち出したりしてしまう児童生徒に対し、「それをされたらどういう気持ちになるか」を疑似体験し、適切な言動、伝え方を学ぶ（⑥コミュニケーション）

○LITALICO教育ソフトについて

■LITALICO教育ソフトについて

- ・（株）LITALICOが提供する個別の教育支援計画、指導計画の作成をサポートする教育ソフト。
- ・①アセスメント機能 ②計画作成サポート機能 ③おすすめ教材の紹介機能の3つの機能があり、子ども一人一人の特性に合った支援の実現をサポート。
- ・現在、箕面市内5校で試験導入中。
- ・LITALICO教育ソフトについては、東京都足立区、東京都杉並区、明石市などで導入されており、トライアル実施を含めると約45自治体で導入されている。

■他市の事例

○埼玉県戸田市（人口：約14.1万人）

- ・LITALICO教育ソフトを12校中4校で試験導入中。
- ・LITALICO教育ソフトを導入することで、個別の指導計画の内容が具体的で活用しやすいものとなり、計画の質及び計画の記載内容の全体量が向上。
- ・「このアセスメントが取れたので、こういう支援をする」という、どの教員でも支援の質が、担保できる状況を目指している。
- ・今後、根拠のある指導、学びの場の重要性、教員の資質向上のための仕組みづくりを目指していく予定。

■LITALICO教育ソフトのアンケート（例）



行動面の困りに関するアンケート（1/2）

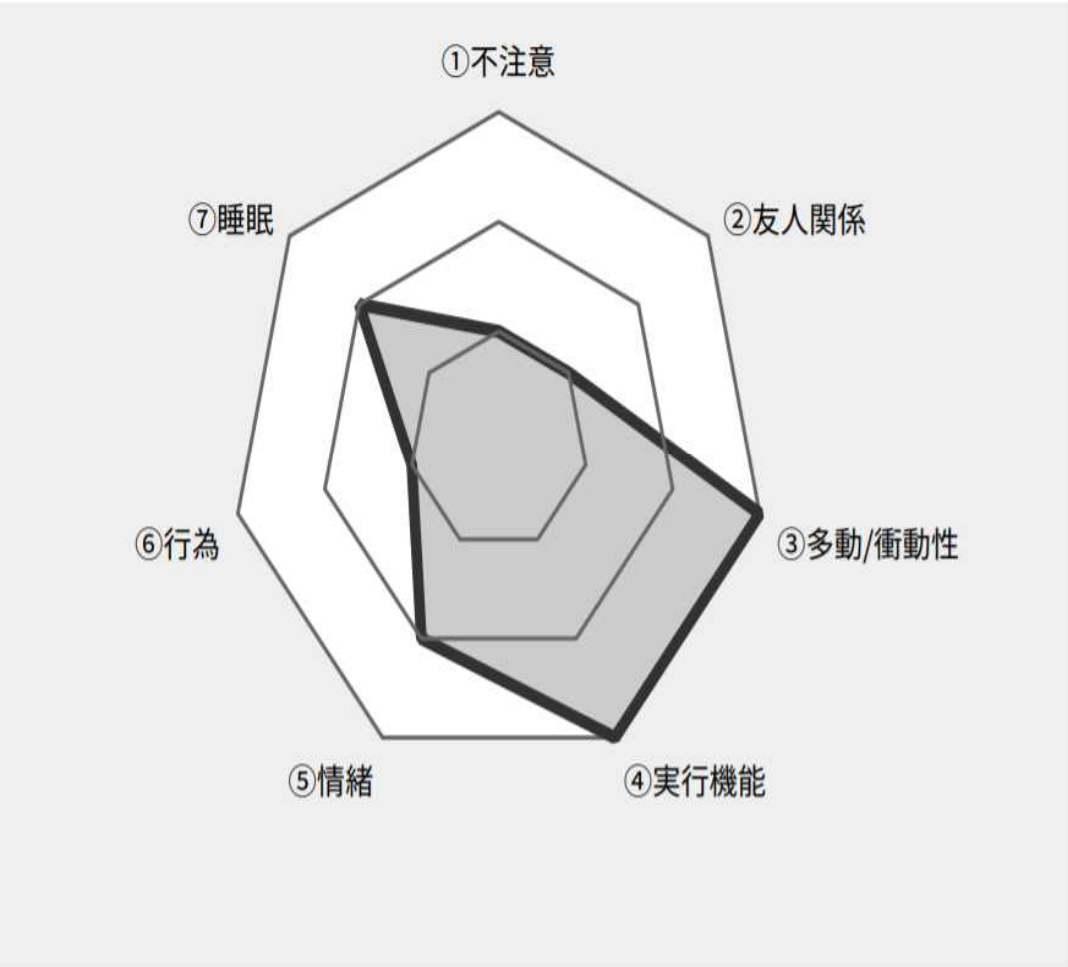
もっとも当てはまると感じるものに✓を付けてください。

		当てはまる	やや 当てはまる	当て はまらない
1	心配事が多く、不安そうに見える	☐	☐	☐
2	手際が悪い（例：宿題、勉強、工作、料理、朝の準備など）	☐	☐	☐
3	睡眠時間が少なく、眠気のため日中の活動に支障がある	☐	☐	☐
4	思いついたことをすぐに話す	☐	☐	☐
5	経験したことがない場面や普段と違う状況に直面すると、不安でたまらなくなる （例：クラスが変わるタイミング、行事、グループワークなど）	☐	☐	☐
6	ひとつのことに集中することが苦手である	☐	☐	☐
7	精神的に緊張している状態が続いている	☐	☐	☐
8	物をなくすことがある	☐	☐	☐
9	リスクを考えず、思いつきで行動する	☐	☐	☐
10	すぐにカッとなる	☐	☐	☐

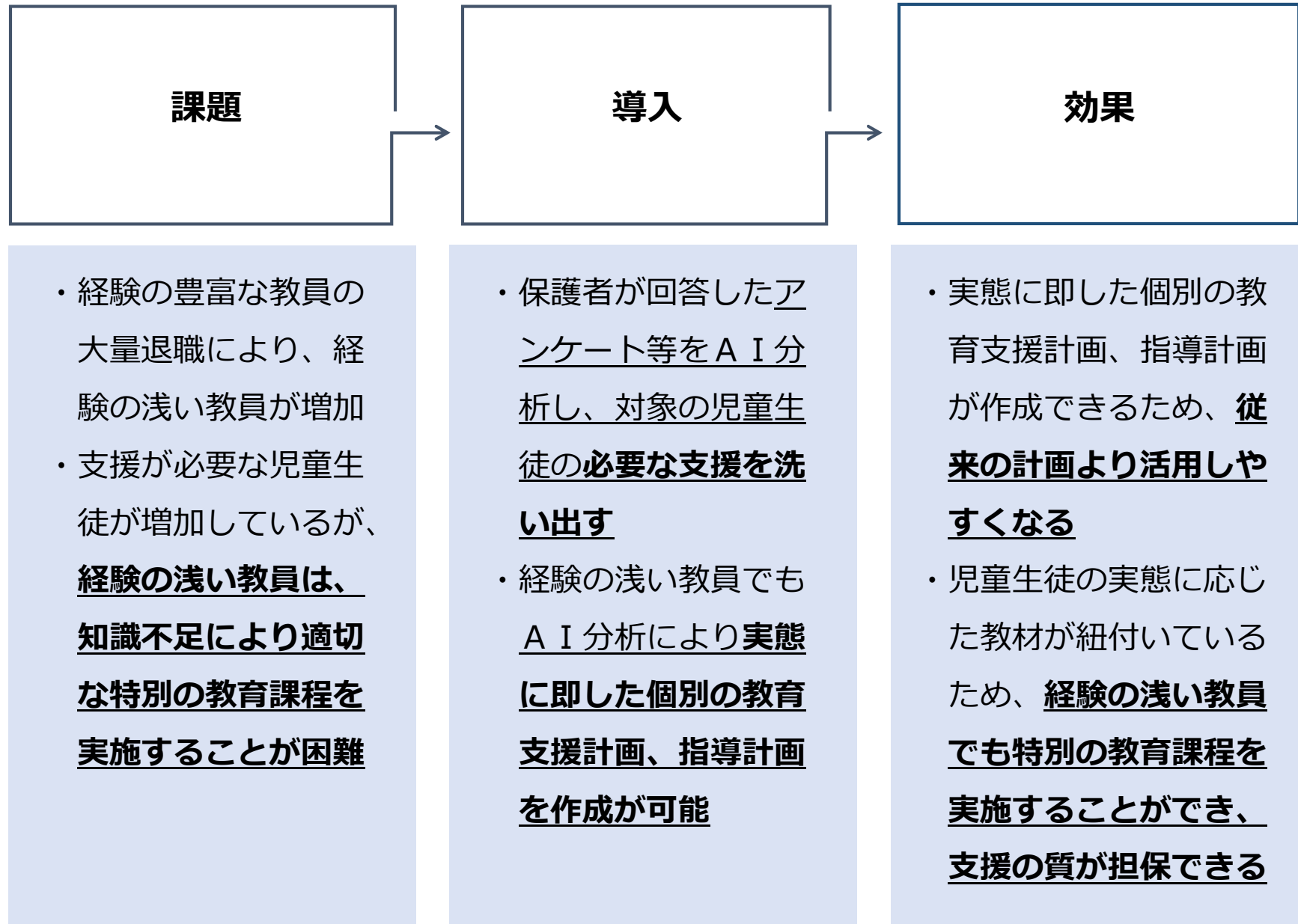
■ LITALICO教育ソフトによるアセスメント結果（例）

行動面の困り

児童生徒の特性由来の行動面の困りについて、[非常に高い]、[高い]、[平均的]の3段階で評価しています。



①不注意	気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりする傾向がある
②友人関係	関わり方が一方的であったり、ルールに沿って遊ぶことが難しかったりするなどして、友人関係を築くことが難しい傾向がある
③多動/衝動性	じっとしていることが苦手で、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であったり、思いつくままに行動したりする傾向がある
④実行機能	目標を達成するために行動や思考をコントロールすることが難しい傾向がある
⑤情緒	些細な出来事に強いストレスを感じたり、わずかな変化にも大きな不安が伴ったりする傾向がある
⑥行為	行動や言動、感情をその場の状況に合わせてコントロールすることが難しい傾向がある
⑦睡眠	不安定な睡眠のため、授業中の居眠りや、集中力の低下が見られる傾向がある



② 教職員の在り方について

教育委員会の方針

- ・ 全ての教職員を対象に「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を再認識するため、研修を継続的に実施する
- ・ 全ての教職員を対象に合理的配慮や支援教育に係る研修を実施する
- ・ 「LITALICO教育ソフト」を導入し、実態に即した個別の教育支援計画及び指導計画を作成するツールとして活用する
- ・ 通常学級の授業者への専門的な指導が必要であり、専門家による授業指導の頻度を増やす
- ・ 支援教育コーディネーターが、校内巡回や支援学級担任の育成など校内で中心的な役割として動きやすくする環境整備として、小中学校5校に加配の教員を配置し、効果を検証する
- ・ 支援教育コーディネーターに対し、支援教育の専門性の向上を図るために、特別支援学校教諭免許を取得するための費用をサポートし、特別支援学校教諭免許取得による知識向上により、専門性の向上を図る
- ・ 支援教育の専門性の向上を図るために、府立支援学校に派遣研修を実施する
派遣後、校内にて研修報告会を実施し、支援学校の様々な取組等について共有し、派遣教員の専門性向上だけでなく校内の支援教育の底上げを行う
- ・ 文部科学省の提言を踏まえ、本市においても、採用された教諭が支援学級担任を経験することに努め、そのための環境整備として、令和6年度より、柔軟に人事異動を実施する

○支援教育コーディネーターについて

課題

支援教育コーディネーターが、他の支援学級担任と同数の児童生徒を担当している

加えて、支援教育コーディネーターの業務も担っており、コーディネーター業務に注力することが難しい

方針

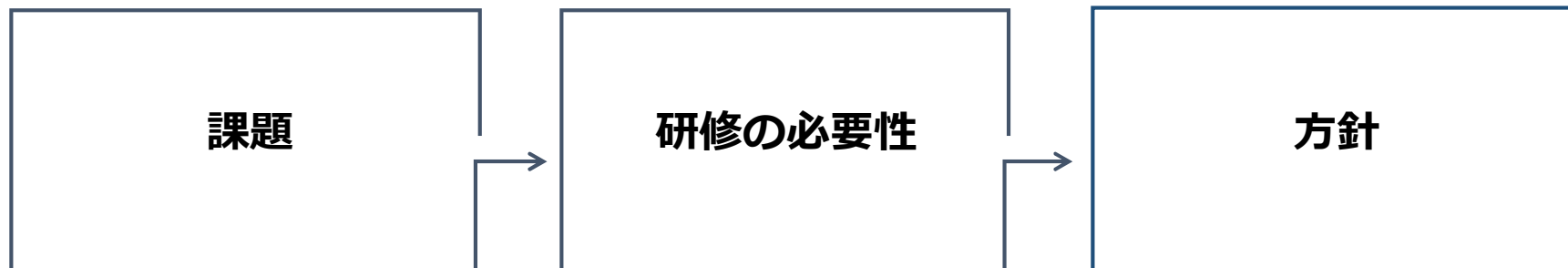
支援教育コーディネーターの専任化
または、
担当の児童生徒数を減らす

加えて、
特別支援学校教諭免許の取得をサポートすることで、支援教育コーディネーターの専門性の向上

※【市内の教諭の特別支援学校教諭免許の保有率】
小学校 約10%、中学校 約4%

支援教育の専門性の向上を図るために、府立支援学校に派遣研修を実施する
派遣後、校内にて研修報告会を実施し、支援学校の様々な取組等について共有し、派遣教員の専門性向上だけでなく校内の支援教育の底上げを行う

○教職員の研修／専門家による授業指導について



- ・合理的配慮や基礎的環境整備に関する研修が支援学級担任向けに実施されているが、通常学級担任・教科担任向けには実施されていないことが多い

- ・現在、支援学級在籍の児童生徒が、今後、通常学級（通常学級内での通級指導教室の利用）に学びの場を変更するのであれば、今まで以上に障害や特性についての理解や、支援教育の視点に立った通常学級担任・教科担任の指導力が求められる

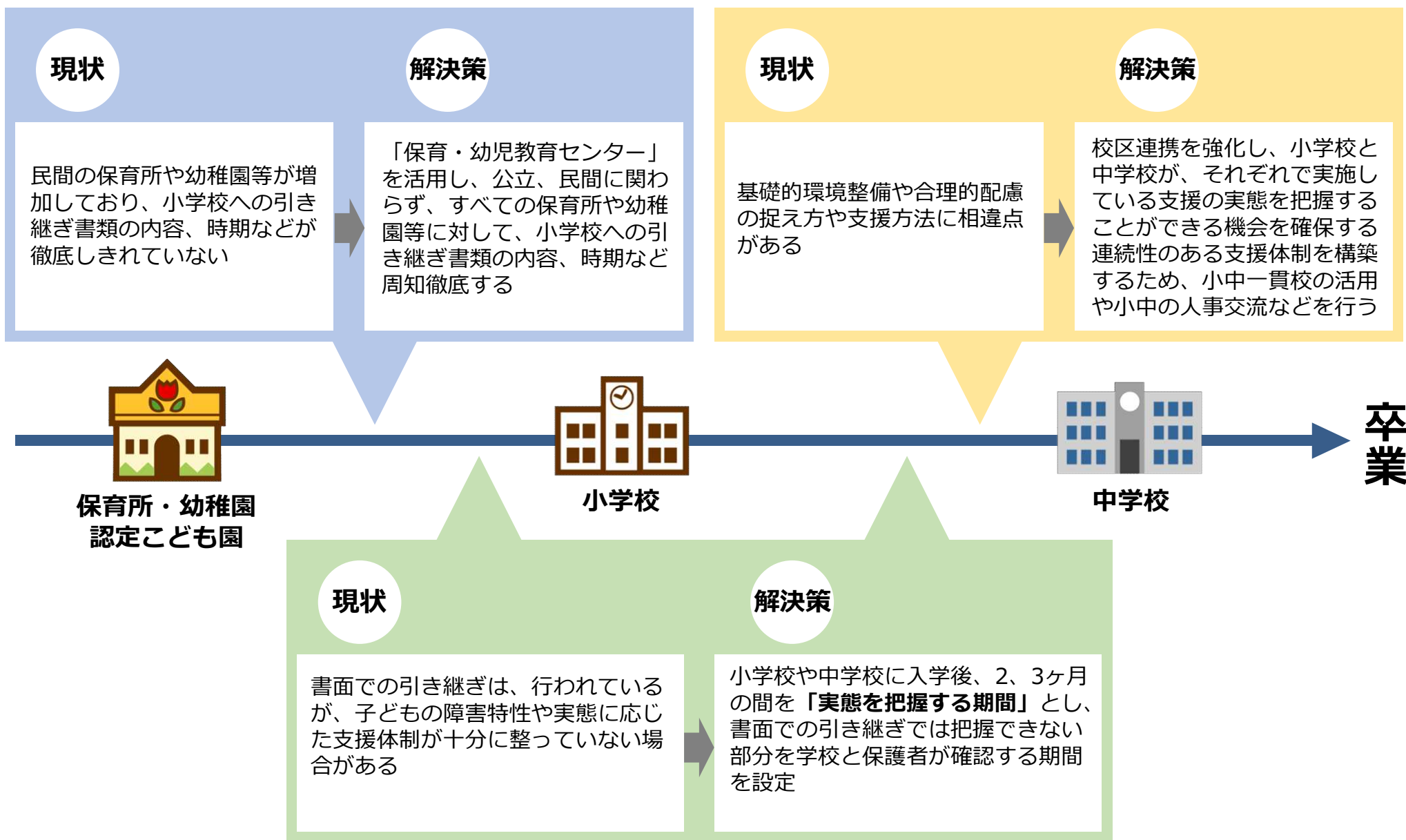
- ・通常学級担任を含め、全教職員に向けた支援教育に関する研修を、積極的、計画的に実施する
- ・通常学級の授業者の指導力向上のため、専門家による授業指導を実施する

③ 保育所・幼稚園・小学校・中学校における連続性について

教育委員会の方針

- ・「保育・幼児教育センター」を活用し、全ての保育所、幼稚園や認定こども園に対し、小学校への引き継ぎ書類について周知徹底する
- ・校区連携を強化し、小学校と中学校が、それぞれで実施している支援の実態を把握することができる機会を確保する
- ・連続性のある支援体制を構築するため、小中一貫校の活用や希望者においては小学校と中学校の人事交流などを行う
- ・小学校や中学校に入学後、2、3ヶ月の間を「実態を把握する期間」とし、書面での引き継ぎでは把握できない部分について、学校と保護者が確認する期間を設定する

○保幼小中における連続性



教育委員会の方針

- ・ 全ての教職員の人権意識の向上のために、障害理解を含む人権研修をより一層充実させ、児童生徒たちが安心して過ごすことのできる学級づくりを目指す
- ・ 教員の一人一人が自分事として、全ての児童生徒が個々の発達段階において、「できた」などの成功体験を通じ、自尊感情を高めることを目指しながら、主体的、対話的で深い学びにつながる授業づくりを行う
- ・ 「ともに学び ともに育つ」教育を推進する学校をつくっていくために必要なことについて、教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会の確保を図る

課題

学級経営や授業づくりをインクルーシブの視点をもって実施する必要があるが、技術と意識が育っていない。

「ともに学び ともに育つ」教育について、理念を継承するために、
研修を継続していく必要がある

方針

全ての教職員の人権意識の向上のために障害理解を含む人権に係る研修をより一層充実させる

インクルーシブな学校を作っていくために必要なことについて教職員だけでなく児童生徒も主体的に考えられるような機会を確保する

⑤ 特別支援学級及び通級に係る文部科学省通知について

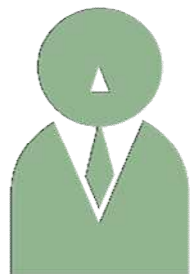
教育委員会の方針

- ・各校を巡回し、学校が抱える支援教育の課題に係る相談対応や、学校全体の支援教育のスキル向上のための指導助言に特化した、「支援教育専門員」を配置する
- ・文部科学省の通知の主旨のとおり、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに過ごしながら、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を行い、特別の教育課程を実施する
- ・約40年以上前から実施している「箕面市の支援教育」を大切にし、「ともに学びとともに育つ」教育を引き続き実施するとともに、検討委員会で議論を重ねた様々な方策を実施する

○支援教育専門員の配置について

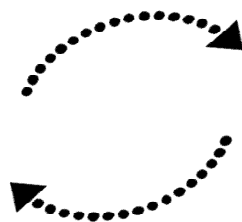
支援教育の充実に向けて各校を巡回し、学校の困りごとなどに対応する
「支援教育専門員」の配置する

教育委員会



支援教育専門員

巡回する



市内の各小中学校



支援教育専門員が巡回することで、

支援教育に係る学校の困りごと
などに対応する

《対応例》

- ・ 授業への助言、サポートを行う
- ・ 児童生徒への関わり方を
ともに考える
- ・ 校内支援委員会への参加

インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

～中略～

- ・ 特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の時間が設けられていない
- ・ 個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では 自立活動に加えて算数（数学）や国語の指導のみを行い、それ以外は通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程の編成が行われている
- ・ 「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」といった実施形態がある中で、通級による指導が十分に活用できていない

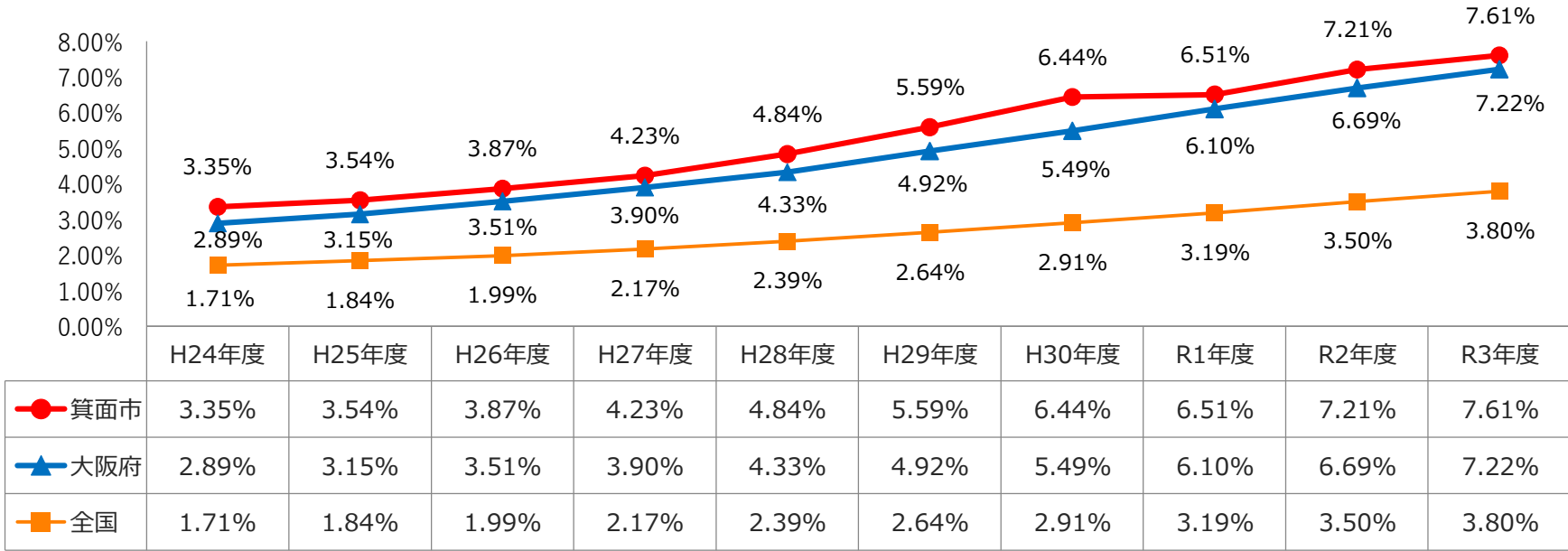
～中略～

特別支援学級に在籍している児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、学びの場の変更を検討すべきであること。言い換えれば、特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。

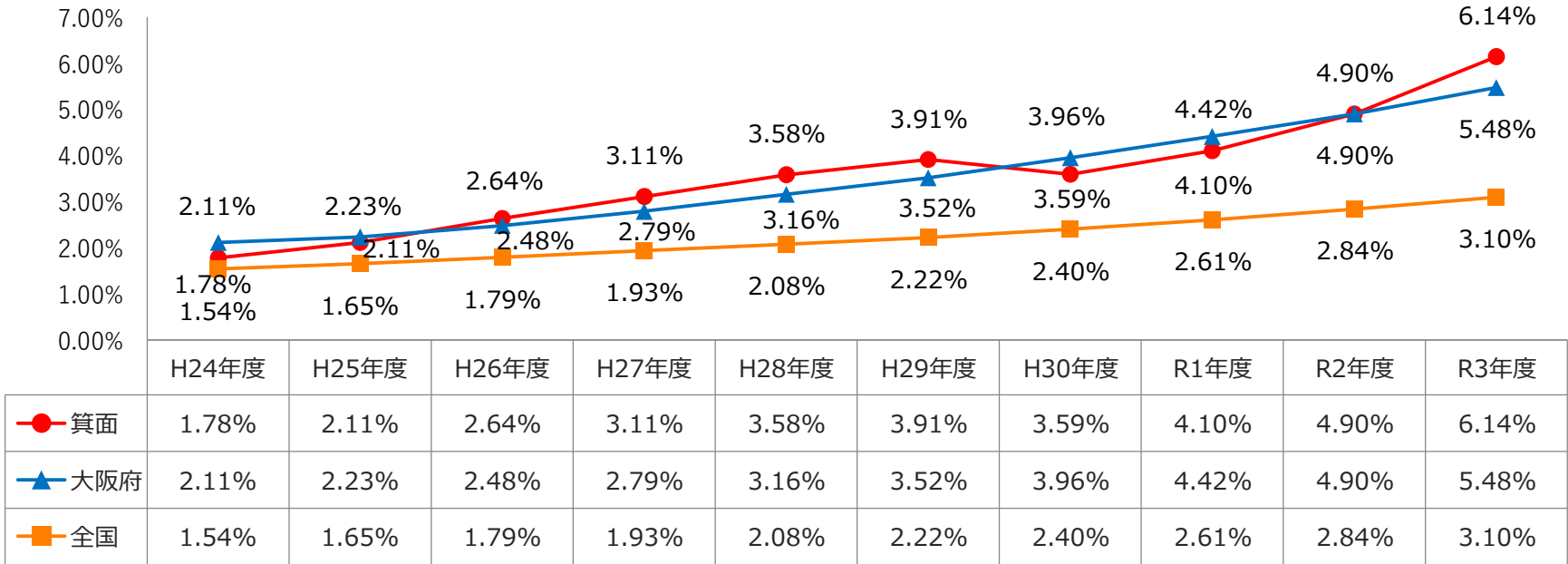
ただし、例えば、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではないこと。

《参考》箕面市/大阪府/全国の全児童生徒に占める支援在籍の割合（H24～R3）

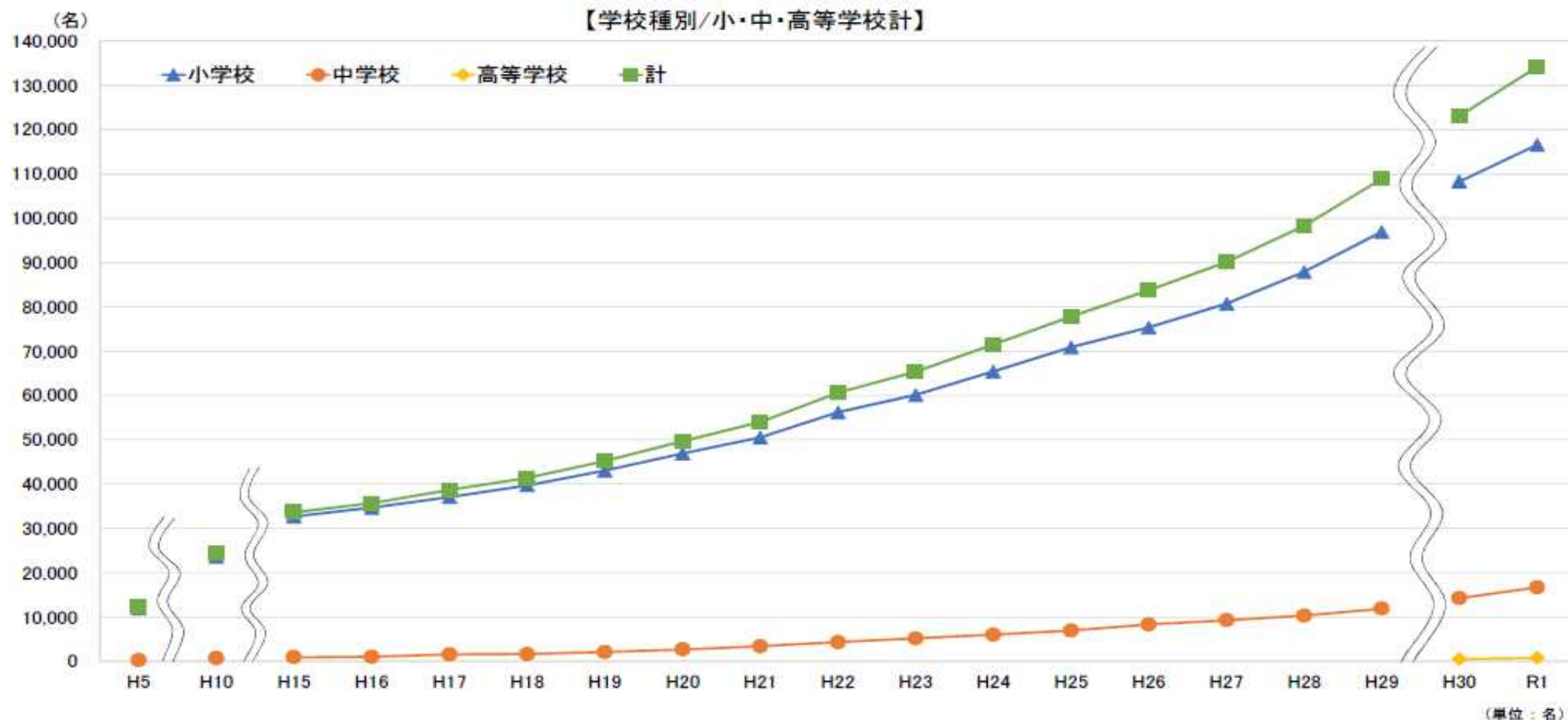
小学校



中学校



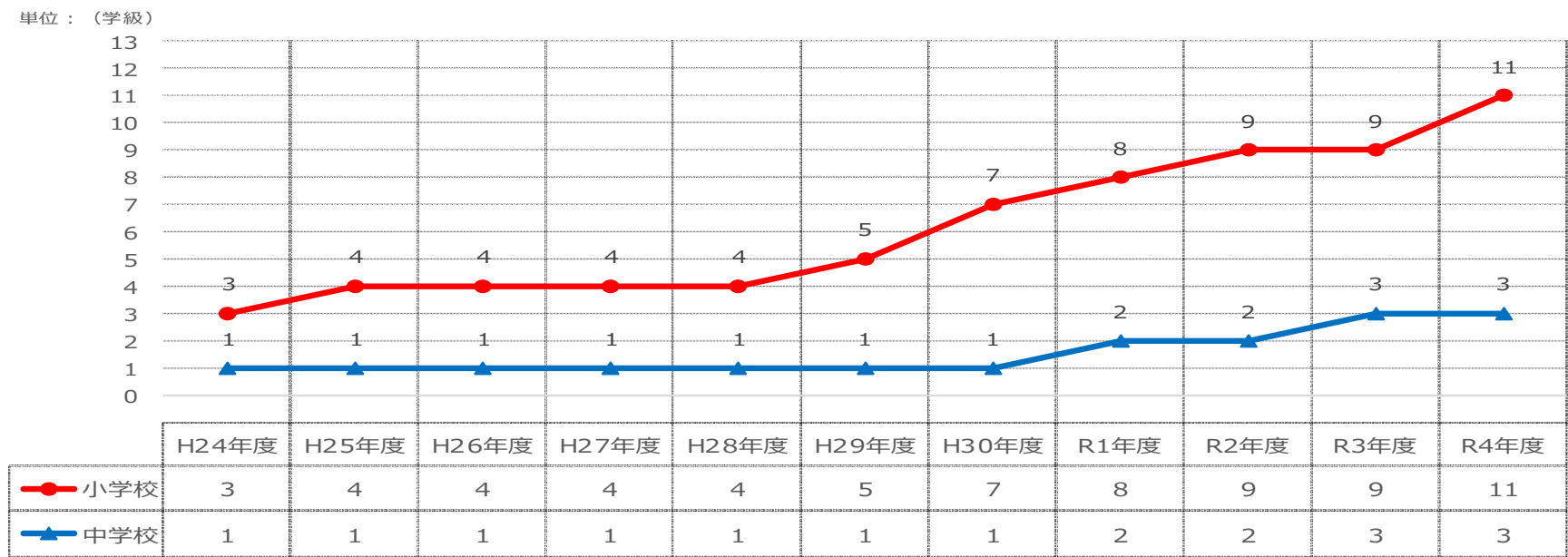
《参考》全国において通級による指導を受けている児童生徒数の推移《H5～R元》（文部科学省）



	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765
高等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	508	787
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185

※各年度5月1日現在。
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

《参考》箕面市の通級設置数（全学級・発達障害のみ）《H24～R4》



《H24年度とR4年度を比較》

小学校 通級設置数 8学級 増加 (H24年度に対して 366%)
中学校 通級設置数 2学級 増加 (H24年度に対して 300%)

《箕面市の学校数》

小学校 11校設置 / 14校中 (設置率： 78%)
中学校 3校設置 / 8校中 (設置率： 37%)

《R4年度の設置校》

小学校（11校）：箕面小、止々呂美小、南小、西小、東小、萱野東小、豊川北小、中小、豊川南小、萱野北小、彩都小
中学校（3校）：一中、二中、六中

《未設置校》

小学校（3校）：萱野小、北小、西南小
中学校（5校）：止々呂美中、三中、四中、五中、彩都中

■ 通級指導教室の設置基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、通級は、各校で通級を利用する児童生徒が13人毎に1人の教員が配置される。
※令和8年度に通級の設置が基礎定数化されるため、現在は教員配置は約束されていない。